役員及び評議員の報酬等の支給の基準

（目的）

第１条　この規程は，学校法人愛泉学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第５８条第１項の規定に基づき，役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

⑴ 役員とは，理事及び監事をいう。

⑵ 常勤理事とは，理事長，専務理事（業務執行理事）及びその他の，定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり，かつ，職務専念義務がある理事であって，次各に該当する職員理事を除いた理事をいう。

⑶ 職員理事とは，この法人の職員として給与を支給されている理事をいう。

⑷ 非常勤理事とは，前２号以外の理事をいう。

⑸ 常勤監事とは，定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり，かつ，職務専念義務がある監事をいう。

⑹ 非常勤監事とは，前号以外の監事をいう。

⑺ 職員評議員とは，この法人の職員として給与を支給されている評議員をいう。

⑻ 報酬等とは，役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって，職員の給与規程に基づくものを含まない。

⑼ 費用とは，役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費，宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員及び評議員には，次のとおり報酬等を支給するものとする。

⑴ 常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事に対しては月額報酬を支給する。

⑵ 評議員（職員評議員を除く。）に対しては，会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。

２　職員理事及び職員評議員に対しては，報酬等は支給しない。

３　第２号の日額報酬には，交通費を含むものとする。

（役員の報酬額）

第４条　常勤理事（職員理事を除く。）及び常勤監事に対する報酬等の額は，次に掲げる報酬等の区分に応じ，当該各号に定める範囲内で，理事会において決定する。

⑴ 報酬　月額３００,０００円を上限とする。

２　非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬の額は月額５０,０００円を上限とする。

（評議員の報酬）

第５条　評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬日額は２０,０００円とする。

（報酬等の支給方法）

第６条　常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事に対する報酬等の支給の時期は，次の各号による報酬等の区分に応じて，当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬　毎月２１日（ただし，支給日が土曜日，祝祭日にあたる場合は，その前日に，日曜日に当たる場合は，その前々日に支払うものとする。）

２　報酬等は，現金により本人に支給する。ただし，本人の同意を得れば，本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

３　報酬等は，法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金，積立金等を控除して支給する。

４　評議員（職員評議員を除く。）の報酬は，評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度, 支給する。

（費用）

第７条　役員には，別に定める旅費規程に基づいて，旅費を支給する。

２　役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は，当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第８条　新たに常勤の役員に就任した者には，その日から報酬を支給する。

２　常勤の役員が退任し，又は解任された場合は，前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任，退任，又は解任の場合の報酬額については，その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第９条　この規程により，計算金額に１円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。

（公表）

第 10 条　この法人は，この規程をもって，私立学校法に定める報酬等の支給の基準として、インターネットの利用により公表する。

（補則）

第 11 条　この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の議決を経て，別に定める。

（改廃）

第 12 条　この規程の改廃は，評議員会の意見を聴いた上で，理事会の議決により行う。

附則　この規程は，令和２年４月１日より施行する。

附則　この規程は，令和７年４月１日より施行する。

附則　この規程は，令和７年６月１日より施行する。